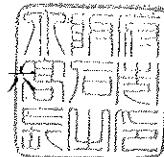




高石政秘第735号
平成29年2月28日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 山崎 弦一様
大阪南地域協議会様
議長 佐々木栄一様
泉州地区協議会様
議長 野内克則様

高石市長 阪口伸



2017(平成29)年度 自治体政策・予算に対する要請について(回答)

みだしの要請につきまして、別紙のとおり回答いたします。



2017年度 自治体政策・制度予算要請（回答）

〔（★）は重点項目〕

1. 雇用・労働・WLB施策

＜新規＞

（1）地方創生交付金事業を活用した就労支援について

地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」、「女性の活躍推進」、「U.I.Jターン」などを推進されるが、特に若年層の定着支援と魅力ある中小企業の発見・情報発信事業の充実をはかり、業績評価指標で事業を検証すること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として処遇改善助成金等を検討すること。

（回答）

本市におきましては、高石商工会議所、並びに池田泉州銀行との産業振興連携協力事業の一環として、大学卒業予定者から概ね34歳までの若年求職者の方などを対象に求人求職のマッチングを促進し、市内企業の人材確保及び雇用の創出を図る目的で、「たかいし合同企業説明会」を平成27年度より実施しております。

また、女性の活躍推進につきましても、ハローワーク、大阪府等関係機関及び商工会議所連携のもと、高石市、泉大津市、忠岡町の2市1町が中心となって実施している泉北就職情報フェア・合同就職面接会に併設して、女性企業家応援フェアを実施し、地域の就労支援に努めております。

＜継続＞

（2）産業政策と一体となった基幹人材の育成について

大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成に向けて、経済産業省の補助事業で改善活動の指導者養成機関となる「カイゼンスクール」の設置や高度な技能をもった「ものづくりマイスター」を養成すること。また、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を広く行うとともに、民間企業の最新設備を活用した実習プログラムの導入など、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。

（回答）

大阪府等関係機関と連携を図り、取り組んでまいります。

＜継続＞

（3）地域就労支援事業について

未就職の若者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者への就労支援は、地域就労支援センターで実施しているが、取り組みに温度差が生じている。市町村の事業実績を検証するとともに、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」を活用し、好事例等の共有をはかり、地域就労支援事業を強化すること。

また、「地域労働ネットワーク」の社会資源を積極的に活用し、地域における労働課題を集約するとともに、多様な構成団体が、中小企業・地場産業との社会対話を増やし、有機

的な連携で就労支援ならびにネットワーク事業を拡充すること。

(回答)

本市におきましては、就労支援事業の強化につきましては、就労支援センターの充実を図るとともに、ハローワーク等関係機関と連携を密に取り組んでいるところでございます。

いろいろな課題を克服するために、近隣市町（泉大津市、忠岡町）等との連携により泉北就職情報フェア・合同就職面接会を実施し、企業と求職者との面接コーナーに加え、職業適性診断、障がい者職業相談、若年者就労支援相談、シルバー人材センターのコーナー等設け、就職困難者の就労に向けた取り組みを実施しております。

さらに、高石商工会議所、並びに池田泉州銀行との産業振興連携協力事業の一環として、大学卒業予定者から概ね34歳までの若年求職者を対象に、求人求職のマッチングを促進し、市内企業の人材確保及び雇用の創出を図る趣旨のもと、たかいし合同企業説明会を平成27年度より実施しており、ネットワーク事業の拡充に努めております。

<継続>

(4) 生活困窮者自立支援の充実・強化について

生活困窮者自立支援法が2015年4月に施行されたが、就労準備や就労訓練の支援メニュー利用が少なく、生活・暮らし相談が中心となっている。相談初期におけるアセスメントの強化と重層的な相談体制の構築に向けて、支援員を適正に配置すること。また、出口支援となる就労訓練事業への予算措置をはかり、生活困窮者自立支援事業の推進体制を強化すること。

(回答)

本市の生活困窮者自立支援事業の相談体制は、高石市社会福祉協議会に相談業務を委託しており、社会福祉協議会に生活困窮者相談窓口を設け、主任相談員、相談支援員各1名を配置しています。また、就労支援員1名を市社会福祉課に配置（生活保護受給者の就労支援業務と兼務）して就労支援にあたり、支援については関係各課や関係機関が連携して行なっています。従いまして、相談員、支援員の配置については配置基準を充たしています。

就労訓練事業につきましては、該当する相談者が生活困窮者自立支援事業の開始時から無いことから、現況でこの部門について予算化することは難しい状況です。該当する方があれば、市内福祉団体の協力を得て、関連作業所や大阪府並びにハローワークなどが実施している事業への参加を案内することとしています。

<継続>

(5) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実について

改正をむかえた各種労働法制については、労使紛争の未然防止の観点から行政、企業、経営者団体等に周知・徹底をはかること。また、近年増加する個別労使紛争の相談内容である「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメント対策の強化と併せて、労働相談体制の充実をはかること。

(回答)

大阪府や大阪労働局等と連携を図り、周知に努めてまいります。また、働いている女性やこれから働くとしている女性を応援することを目的とした、労働相談会とセミナーを泉北地域で実施する予定です。

<継続>

(6) いわゆる「ブラック企業」対策について

長時間労働の強要や残業代カットなど過酷な労働条件で働く企業、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。労働基準監督行政である大阪労働局で連携をはかり、若年就業者だけでなく、新規開業企業経営者にも雇用労働相談センター等を活用し、労務管理を含めたワーカルール指導を行うこと。また、悪質な企業には府独自の罰則条例等を検討し、適切かつ厳しい対策を講じること。

(回答)

大阪府総合労働事務所や労働基準監督署等と連携を図り、取り組んでまいります。

<継続>

(7) 仕事と生活の調和推進と女性の就業支援について (★)

女性の活躍推進については、各団体が連携した取り組みを行っているが、女性の就業継続に向けたスキルアップや再就業支援施策の充実をはかること。また、大阪の女性就業率は、「男女の役割分担意識の強さ」が影響し、全国平均よりも低くなっていることが考えられる。仕事と生活の調和推進に向けて、延長された次世代育成支援対策推進法の取り組みを一層進めるとともに、特に男性の意識改革に向けた施策の充実をはかること。

(回答)

仕事と生活の調和推進に向けた取り組みは、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できる社会を築いて行くために必要なものと考えており、公共機関窓口にパンフレット等を配架し、周知を図っております。

また、子育てをしながら就職を希望している方、子育てのため仕事にブランクのある方などに対しては、ハローワークのマザーズコーナーに誘導しております。

2. 経済・産業・中小企業施策

<継続>

(1) 観光産業の強化と外国人観光客へのマナー周知について

訪日外国人観光客を受け入れる環境の充実に向けて、案内所の増設および案内員の増員、外国人向け府域 Wi-Fi の環境整備、QRコードやICTを活用した多言語情報提供案内の普及促進をはかること。また、問題となっている外国人観光客用の宿泊施設不足や大型観光バス駐車場の整備など、大阪府や経済団体と連携を密にし「国際都市大阪」に向けた施策を拡充すること。併せて外国人観光客に日本の習慣などを広く周知し、マナー向上のた

めの啓発活動を一層強化すること。

(回答)

泉州地域9市4町において、泉州観光プロモーション推進協議会（事務局：堺市）を設立し、観光産業の活性化と集客力向上に向け、新関空国際空港株式会社と一体となって地域資源や特性を活かした関空イン・関空アウトのインバウンドによる観光振興及び泉州地域のプロモーションを推進しながら、関西国際空港や泉州地域の活性化、国内外における泉州ブランドの確立に取り組んでいます。当協議会において関空イン・関空アウトのインバウンドによる泉州地域の観光振興に係る企画の立案及び連絡調整に関する事業、泉州地域のプロモーションに関する事業、泉州地域の魅力に係る情報発信に関する事業なども行っています。

多言語表記の対応などは、観光MAPを最新の情報に更新するなど、国内外の観光客のニーズに応えた国際都市大阪に向けて取組みを進めているところでございます。

外国人向け府域Wi-Fiの環境設備につきましては、駅前複合施設アプラたかいしや高石市役所本庁に整備しました。宿泊施設や大型観光バス駐車場の整備、マナー向上の啓発活動につきましても、今後とも大阪観光局や泉州観光プロモーション推進協議会と連携・研究してまいります。

(2) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①ものづくり総合支援拠点の充実について

M O B I O（ものづくりビジネスセンター大阪）との連携で、技術開発支援、販路開拓、産学官連携、知的財産の活用、人材育成など、支援施策の充実をはかること。また、地元・地場で世界最先端の研究開発企業や独自の固有技術を有する企業、社会福祉事業に貢献する企業など、「地元で大切にしたい会社」として、PR活動等を積極的に展開し、魅力ある企業を支援すること。

(回答)

大阪府等関係機関と連携を図ってまいります。

<新規>

②T P Pにおける完全累積制度の活用支援について

T P Pの2018年4月発効に向けて、地方経済産業局と連携し、ものづくり生産拠点で中小企業がT P Pの原産地規則の「完全累積制度」を活用できるよう、関係団体と連携を図り、きめの細かな支援体制を構築すること。

(回答)

国・府等関係機関と連携を図ってまいります。

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小・地場企業の経営基盤の強化や開業支援に向けて、為替やエネルギー問題などの社会経済情勢、さらに中小企業等の資金需要を鑑み、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

(回答)

大阪府等関係機関と連携を図ってまいります。

また、中小企業振興支援施策として大阪府制度融資等を利用している事業者に対し、利子補給金交付制度を実施しており、今後も本制度を実施してまいりたいと考えております。

<新規>

④最低賃金の引上げに向けた中小企業支援施策の充実について

雇用戦略対話で合意された「早期全国800円の確保と全国平均1,000円の実現」をめざし、Aランクの大坂がけん引役を果たせるよう大阪労働局や大阪府と連携し、効果的な中小企業への支援施策の充実をはかること。

(回答)

大阪労働局や労働基準監督署と連携を図ってまいります。

<継続>

(3) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について (★)

総合評価入札制度の導入が府内18市にとどまっていることから、未導入の自治体は拡充に向けて積極的に取り組むこと。また、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

(回答)

庁舎清掃管理業務委託について、価格評価、技術的評価（研修体制、履行体制、品質保証）、公共性評価（障害者雇用、子育て等支援・男女共同参画、環境配慮）の3項目による総合評価競争入札を実施しています。

公契約条例等については、今後も引き続き調査研究してまいります。

<継続>

(4) 下請取引適正化の推進について

中小企業の拠り所となる下請けかけこみ寺の相談件数が依然高い状況にある。中小企業労働者の労働条件改善は、公正な取引関係の実現が不可欠であり、下請二法や下請ガイドライン等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携を図り、適切に指導すること。

(回答)

大阪府等関係機関と連携を図り、適正化に努めてまいります。

<継続>

(5) 非常時における事業継続計画（BCP）について

業務継続計画（BCP）未策定の市町村は、早急に策定すること。また標記計画の中小企業への普及率がまだ低い状況にあることから、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じて、きめ細かな計画策定を支援すること。

大阪府等関係機関と連携を図り、周知に努めてまいります。

市の BCP については、策定に向け審議検討中です。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1) 地域包括ケアシステムの実現に向けて（★）

今年3月に策定した地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議の協議や取り組み状況を定期的に把握し、進捗に応じて施策を改善すること。併せて、地域医療構想調整会議において保険者（健保組合、協会けんぽ、共済組合、市町村国保）の意見を聴くだけでなく、被用者保険加入者をはじめとする住民など、広範囲な意見を反映させること。

（回答）

在宅にむけての地域における生活支援、介護予防、健康増進の推進にむけて、支援者の育成や若年層への働きかけを被用者保険加入者をはじめとする住民に行なうことが重要だと考えており、積極的な対応を進めてまいります。

<継続>

(2) 予防医療の促進について

大阪府の健康寿命延伸プロジェクト事業において、第2次大阪府健康増進計画(H25～29)に掲げた数値目標が達成されるよう、健康増進・疾病予防に繋がる事業の取り組みを強化すること。併せて、多くの市民へ現状・課題を周知し、健康づくりへの意識向上に向けた啓発活動を強化すること。

（回答）

健康ポイントに代表される健康への意識づけを、様々な機会において、市民特に若年層への働きかけを積極的に行っていきます。

<継続>

(3) 不育症の助成金制度について

特定不妊治療に係る初回助成費の増額や男性不妊治療への助成について、国の補正予算により拡大されたが、不育症については予算が確保されていない。相談窓口を設置するなどの対応だけでなく、医療保険適用外助成事業としての独自支援策を講じること。

※不育症治療費助成制度：高槻市、茨木市

(回答)

不妊治療については、大阪府の助成に合わせて市の助成も行っているところです。不育症については、医療機関などでの医療的対応と考えております。

<継続>

(4) 介護労働者の処遇改善と人材の確保について

労働条件の不満による介護労働者の離職が発生しないよう処遇改善を確実に実現し、介護人材の専門性の向上および人材の定着を図ること。併せて、復職や新たな扱い手を目指す人への支援制度を検討すること。

(回答)

介護労働者の処遇改善・人材確保にむけて大阪府内の介護事業者等と連携して進めております。

<継続>

(5) 認知症行方不明者対策の強化にむけて

平成27年の認知症行方不明者が前年を上回り、3年連続で1万人を超えており。中でも、府内市町村において高齢者を見守るSOSネットワークが構築されているにもかかわらず、大阪が最も多い状況にある。認知症患者の身元特定につながる情報を登録したQRコードを配布するなど、誰もが迅速に対応できるようなシステムを検討すること。併せて、身元不明人台帳閲覧制度が有効活用されるよう見直しを図ること。

(回答)

現在も各市の社会福祉事務所等と連絡を密に不明者の把握に努めています。

(6) 障がい者に対するサービス充実と権利擁護の確立について

<継続>

①障がい者への虐待防止・予防

平成24年10月1日の障害者虐待防止法施行以降、大阪府の相談・通報・届け出件数が全国の中でも多く、中でも養護者による虐待が非常に多い。障がい者の緊急避難の場所の確保や虐待を行った家族等への心のケアを行う体制を整備するとともに、福祉サービスのあり方や支援体制を整備すること。

(回答)

虐待事案が発生した場合の緊急避難場所として、近隣の施設にご協力いただけるよう連携してまいります。その後のケアについては、障害福祉サービスを利用することにより本人の生活の安定をはかるとともに、大阪府や関係機関と連携し、見守り等の支援体制をとるよう努めてまいります。

＜継続＞

②障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法の体制整備

本年4月に施行された障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法を実効性あるものとするための障害者差別解消地域協議会が設置されたが、相談事例の収集や分析、情報交換などを行い、各相談窓口の対応できない事案に対して適切な機関に繋ぐなど、地域協議会の機能を十分に発揮すること。

(回答)

各相談窓口において対応した事例について、情報を共有し連携を図っていくため、自立支援協議会において関係機関に報告し、解決に向けて分析・検証等を行ってまいります。

(7) 子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて (★)

＜継続＞

①全自治体の高位平準化

保育サービス等の事業量に対する取り組みを検証し、子どもや子育て家庭がおかれている環境や地域の実情を踏まえ、制度内容の改善と事業計画の適切な見直しを行うこと。

(回答)

「高石市子ども・子育て支援事業計画」につきましては、平成29年度におきまして必要な見直しを行ってまいります。

＜継続＞

②待機児童の解消

市町村が公表している待機児童数には、認可外保育所を利用しながら待機している児童が含まれていない。潜在的な待機児童数についても明らかにし、適正な事業計画へ見直すこと。また、認可外保育所についても予算を理由に認可されていない市町村もあることから、保育の質が達成できる要件を満たせば認可できるよう予算を確保すること。併せて、保育士や幼稚園教諭等の労働条件と給与水準の確保や適正な配置を行うなど、職場環境の改善を行うこと。

(回答)

本市では待機児童が発生しておりません。

現在、コンパクトな市域に認定こども園などの保育施設が11か所あり、これまでも保育所民営化に伴う園舎建て替えの際や、幼保連携型認定こども園移行の際に保育利用(2号・3号認定)児童の入所枠拡大に積極的に取り組んでまいりました。

今後さらに増大する保育ニーズへの対応や保育環境の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

＜継続＞

③病児・病後児保育の充実

子育て中の就業者が継続就業するためには、病児・病後児保育を充実させることが一つの改善策となっている。平成28年度より国庫補助要件が緩和されたことから、事業拡大に向けて取り組みを強化すること。

(回答)

これまで市内の各保育所・認定こども園におきまして、体調不良児対応型病児保育事業を実施しておりましたが、本年度はこれに加え、病児対応型病児保育事業として、児童の自宅で保育する訪問型病児保育及び、病児保育室で保育する施設型病児保育を開始いたしました。今後とも引き続き子育て家庭を支援し、児童の健全な育成を図ってまいります。

(8) 子どもの貧困対策について

<新規>

①子どもの生活に関する実態調査

大阪府が実施した実態調査の結果については広く市民に周知し、必要な施策について議会や子ども政策に携わる公民の関係機関、専門家、NPOやボランティアなど幅広い団体・個人が政策提言できる「場」作りに取り組むこと。

(回答)

「大阪府子ども総合計画（事業計画）」にもとづき、「就学前人権教育研修」による幼児教育の質の向上、「スクール・エンパワーメント推進事業」による学力保障、「スクールソーシャルワーカーの派遣」による学校と福祉等関係機関との連携、「スクールカウンセラーの配置」による相談体制の充実等を大阪府教育委員会と連携を図りながら取組んでまいります。また、校種間の連携についても、推進してまいります。

<新規>

②子ども食堂

「子ども食堂」などをはじめとした子どもの居場所づくりが市民の自主的な活動として取り組まれているが、こうした活動を支える公的支援が殆どない。取り組みの自主性を損なうことなく、安定的な事業実施を支援する制度の創設を検討すること。

(回答)

子ども食堂に取り組んでおりませんが、大阪府の教育コミュニティ推進事業により、子どもの居場所づくりとして本市内全ての小学校において子ども元気広場を実施しています。

地域の方々の参画を得ながら放課後や週末において子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保するため小学校の余裕教室や運動場等を活用して、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動、体験活動などを行っています。

また、市内の公民館におきましても、小中学生を対象に夏休みを中心に工作講座、書道講座を開催しています。年間を通じて、子ども向けの人形劇や、絵本の朗読による講座も

開催しており、子どもの居場所づくりに努めています。

<新規>

③児童育成の健全化

本年10月より一部施行される改正児童福祉法で定められた市町村の責務として、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進すること。

(回答)

被虐待児童の自立支援については、引き続き大阪府岸和田子ども家庭センターをはじめとする関係機関等と連携し、児童の継続的な安全確認と保護者への支援を行い、児童福祉の向上を図ってまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1) 指導体制を強化した教育の質的向上にむけて

府では、平成23年度に「少人数学級編制に係る研究報告」がされているが、1・2年生以外にも対象学年を拡大している市町村もある。子どもたちのさらなる学力向上・豊かな人格形成に向けた取り組みを検討すると共に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、教職員数を機械的に削除することがないよう大阪府に働きかけること。

※枚方市：2012年度～3年生まで、2015年度～4年生まで拡充。

高槻市：2015年度～小学校全学年に拡充。(府内初の取り組み)

※豊中市、箕面市、池田市、能勢町、豊能町は、独自で職員数を確保。

(回答)

本市では現在、少人数指導の充実として市独自予算で非常勤教員を配置し、学力を高める取組みを実施しています。今後は、非常勤教員の配置による効果等を検証し、市独自予算の有効な活用について研究してまいります。なお、定数改善についての大坂府や国への要望は、今後も継続してまいります。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について(★)

今や大学生の2人に1人が利用している奨学金は社会問題となっている。日本学生支援機構の奨学金制度の無利子枠の拡大や延滞金の廃止などの改善を求めるとともに、給付型奨学金制度の創設を国に対して強く求めること。また、奨学金ローンを抱える市民の相談に応じられる体制を整備し、地方創生枠奨学金の導入などについて検討すること。併せて、地元企業に就職した場合、奨学金の返済支援制度導入等も検討すること。

(回答)

奨学金制度については、制度の充実を鑑み、今後も大阪府や国への要望を継続してまい

ります。

＜継続＞

(3) 労働教育のカリキュラム化について

連合大阪の労働相談において、働く上で必要な労働基準関係法令や使用者の責任などの知識がないことによる相談が後を絶たない。学校現場における労働教育のカリキュラム化を推進するとともに、大阪府総合労働事務所が実施する「きまえ研修」など教育機関に広く周知し、有効活用できるよう取り組みを強化すること。加えて、自立した社会人としての基本的な知識・意識を身につけるための主権者教育についても推進すること。

(回答)

労働教育の必要性を認識し、小中学校における発達段階に沿ったキャリア教育の取組みを推進してまいります。

(4) 人権侵害等に関する取り組み強化について

＜継続＞

①女性に対する暴力の根絶

平成26年度の配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等について大阪は多い状況にある。この結果をふまえ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する取り組みの効果・検証を行うとともに、被害者の視点だけではなく、加害者への対策についても検討すること。

(回答)

平成13年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(配偶者暴力防止法)の制定に伴いDVに対する社会的な認識が高まりDV被害者保護については、保護命令制度の拡大、自立支援の強化等一定の制度化と取り組みが進みましたが、大阪府では平成26年度の配偶者からの暴力が関係する相談件数が6,234件と都道府県別では4番目に多くなっています。また、DV被害者は、直接的な暴力から逃れたとしてもその後長期的に肉体的にも、精神的にも不安定な状況にあるとともに経済的にも困難な状況を抱えています。

本市では、これらの事をふまえ、女性相談等各種相談窓口による支援や被害者の保護に努めてきましたが、平成28年度に改訂中の「第二次高石市男女共同参画計画」の中に「高石市DV防止基本計画」を位置づけ、被害者保護の観点から相談対応や自立支援をさらに充実してまいります。

また、従来大阪府や所轄警察が対応していた「住民基本台帳の閲覧等の制限の申し出に対する相談機関の意見」について、平成27年8月より市においても対応しております。

今後、加害者対策の観点からも所轄警察や関係機関、関係各課との連携を密にしてまいりたいと考えております。

＜継続＞

②差別的言動の解消

本年6月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行された。地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるとされていることから、対応を検討するとともに大阪府警と連携した取り組みを構築すること。

(回答)

特定の人種や民族を差別する「ヘイトスピーチ」は極めて重大な人権侵害行為であると認識しており、昨年「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が公布・施行された事は、ヘイトスピーチ関連の施策が法的な根拠を伴った実効性のあるものとなるという意味で大変意義深い事であると考えております。

しかし、憲法で保障された「表現の自由」との兼ね合いやインターネット等からの呼びかけに対する全国的な行動に対しては、全国的に統一した対応が必要であると考えており、大阪府や大阪府市長会を通じて、実効性のある取り組み指針の策定を国に要望して参りたいと考えております。

なお、本市におきましては、昨年8月に職員研修を行い本法律について職員に周知をいたしましたが、今後とも関係機関と連携を図りながら地域の実情に応じた啓発等の対応を検討して参りたいと考えております。

<継続>

(5) 大阪人権博物館（リバティおおさか）の存続維持について〔大阪市以外〕

2013年度から、大阪府、大阪市からの補助金がともに廃止され、昨年7月には、大阪市より建物敷地の市有地明け渡しについて提訴されている。全国唯一の大坂におけるリバティおおさかの存在意義と社会的役割は非常に大きいが、自主運営が極めて厳しい状況となっている。大阪府・大阪市に対して、これまでの歴史、経過を再考し、今後も存続できるよう働きかけること。

(回答)

大阪府人権博物館（リバティおおさか）については、平成27年度に館長をお招きしご講演をいただいており、今後も職員研修等での活用を検討する等存続の必要性を認識しており、市町村長会等を通じ、府下市町村とも連携しながら今後の存続について要望して参りたいと考えております。

<継続>

(6) 地方税財源の確保に向けて

財政健全化に向け、各事業の市民への影響を考慮し、単純に廃止または縮小されることがないよう健全性確保に向けた仕組みを構築すること。加えて、地方一般財源を確保し、地方分権にふさわしい行財政改革が行われるよう、引き続き国への積極的な提言および要

請を行うこと。

(回答)

本市における、一般財源のなかで税収入については、横ばいから減少傾向にあります。実効税率の引き下げなど税制改正等に伴い、税収減が見込まれることから、減収補填等対策を講じるよう改めて要請してまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1) 省エネ対策の推進について

<継続>

省エネ・低炭素社会の実現をめざし、環境に配慮した住宅や設備、製品に対する補助制度を充実させ、企業の環境対策や環境関連技術・事業への支援を強化すること。また、地域住民の環境意識を向上させるため、地域での「環境教育」の充実など啓発の取り組みを推進すること。

省エネルギー等の環境に対する意識の向上を図るため、平成26年度より家庭用燃料電池（エネファーム）設置補助制度を創設し、住宅に家庭用燃料電池（エネファーム）を設置した方を対象に補助金を交付しております。平成29年度におきましても継続して設置補助を行う予定となっております。

今後も、大阪府と連携しながら引き続き環境に配慮した取組みを推進してまいります。

環境教育については、理科や社会、家庭科等における取組みと併せて、外部講師等のご協力による出前授業等も活用しており、今後も充実を図ってまいります。

(2) 廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化（★）

<継続>

① 廃棄物減量と再資源化製品の活用促進

大阪府域でのごみ排出量は全国と比べても多く、リサイクル率も高くないのが現状である。「大阪府循環型社会推進計画」で掲げた目標が早期に達成されるよう、各市町村は大阪府と連携し、ごみ排出量の大幅削減と再生利用率の向上に向けた効果的な施策を講じること。特に、ごみの分別回収の徹底による再資源化の推進、再資源化によって生産された製品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取り組むこと。

(回答)

ごみの減量化、分別収集の徹底につきましては、一般廃棄物処理基本計画、分別収集計画の中で、ごみの発生抑制及び可燃ごみ・資源ごみ・不燃ごみ等の分別収集に努めてまいりました。

事業系ごみにつきましては、多量排出者から計画書の提出を受け、排出抑制、適正処理等について指導を行っているところです。

また、家庭系ごみにつきましては、平成25年4月から一部従量制による普通（可燃）

ごみの有料化を実施し食品トレーの分別収集の拡充を行い、平成28年4月からは「プラスチック製容器包装」の分別収集を開始しました。

今後も、総合的に4Rの取組みを進める中で、引き続きごみの減量化、再資源化に努めてまいります。

＜新規＞

②食品廃棄物の削減と福祉施策・災害対策との連携

食品廃棄物の削減に向けて、フードバンクなどが実施する賞味期限間近の食品の有効活用の取り組みと、「子ども食堂」などの子どもの貧困対策や、災害発生時の避難所への食料提供などの災害対策など、各関連部局と連携・横断的な枠組みを構築し、食品活用・廃棄物削減に取り組むこと。

また、食品廃棄物の削減などについて、学校現場のみならず、消費者である市民や、事業者に対する取り組みも含めて総合的に啓発の取り組みを実施すること。

(回答)

災害が発生した際の食料、飲料水等の確保策として、流通業者と保有物資の優先提供の協定を締結しておりますが、同様の手段として運用が可能か検討してまいります。

＜継続＞

(3) 6次産業の推進と担い手の確保・育成

食料自給率の向上の観点からも「大阪産（もん）」農産物の消費拡大と、環境負荷低減の観点から「地産地消」の取り組みは大きな政策課題である。大阪府の「大阪産（もん）6次産業化サポートセンター」と市町村との連携により、商品化された製品の効果的なプロモーションにも注力した取り組みを実施すること。

また、6次産業化に資する担い手の確保策として、学校現場での農林水産業についての情報提供や現場体験などによる理解促進の取り組みなども積極的に行うこと。

(回答)

大阪府等関係機関と連携を密にし、取り組んでまいります。

＜新規＞

(4) 森林整備の拡充と木材利用促進

大阪府では2011年に「大阪府木材利用基本方針」を掲げ、特に府内産材の利用促進に積極的に取り組んでいる。各市町村では、43市町村中、21市町村の方針策定に止まっている。各市町村でも、早期に木材利用方針の策定及び方針に沿った木材利用促進に取り組むこと。

※木材利用方針を策定済みの市町村（2016年8月末現在）

和泉市、岬町、岸和田市、忠岡町、泉大津市、高石市、泉南市、千早赤阪村、泉佐野市、田尻町、太子町、河内長野市、貝塚市、河南町、富田林市、高槻市、能勢町、大阪市、熊取町、堺市、東大阪市

(回答)

環境に配慮した木材の新しい利活用に取り組んでまいります。

<新規>

(5) 消費者政策の推進と消費者保護

消費者行政の組織体制の充実と機能強化をはかり、消費者被害の発生・拡大の防止に資する取り組みを行うこと。特に、増加する悪徳商法・特殊詐欺の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底や各種広報を行うこと。また特に被害に遭いやすい高齢者や障がい者を始めとする消費者の保護を行うこと。

(回答)

大阪府消費生活センター等と連携を図り、消費者被害防止のため、引き続き啓発等に取り組んでまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

<継続>

(1) 空き家対策の強化（★）

増加傾向にある空き家への対策について、火災や倒壊などによって周辺の住宅や住民に危険を及ぼすことのないよう、各市町村での特定空き家等に対する取り組みをさらに強化すること。

また、空き家の利活用について、国（国土交通省）は来年度、民間の空き家を高齢者や低所得者向けの賃貸住宅として活用する制度の導入を検討している。各市町村でも、国の考え方や方針に沿い、効果的に住宅弱者のための空き家活用に結び付けられるよう、制度を検討し、必要な予算を確保のうえ、具体的な施策を実施すること。

(回答)

空き家の適正管理については、空き家実態調査を行い所有者に空家特措法の趣旨や適正管理の必要性を周知し、不適正な管理事案に対しては、是正措置を通知文や電話で行い対応しています。また木造空き家の除去工事を行う所有者に対して、除却工事の一部を支援する制度を始め、除却・建替えを促進しています。

空き家の利活用については、実態調査により市内の木造戸建て住宅の空き家が約930件あることが判明しました。また、その空き家の多くが中古市場に出ず、活用されていない状況がありました。そのためその空き家を活用し、地域の活性化や転入による人口増加を図ることを目的として平成27年9月から空き家バンク制度を実施しました。また本年度当初より空き家バンクのインセンティブとして空き家バンク登録物件の売買や賃貸借契約時に必要となる費用の一部を支援する事業も始めています。

そして、住宅確保要配慮者への住宅確保については、空き家バンクと絡めた制度を検討していきたいと考えています。

＜継続＞

(2) 交通施策の強化・充実にむけて

交通のシビル・ミニマム（生活基盤最低保障基準）の観点から、市民生活の安全・安心を保障する地域の公共交通対策や、まちづくりと一体となった交通施策の推進のために、以下の3点について対策を講じること。

＜継続＞

①「交通基本計画」の策定と市町村との連携

交通政策基本法の「交通政策基本計画」に基づく、総合的な交通施策について定めた「交通基本計画」を策定し、大阪府や近隣市町村と連携した交通施策の実践を求める。また、「交通基本計画」策定にあたっては、審議会などの場での労働者代表、利用者や地域住民の声が反映されるよう委員会参画などの対応を行うこと。

（回答）

交通政策基本法に基づく「交通政策基本計画」の趣旨や大阪府、近隣市町村の実状を踏まえながら、今後本市の交通計画等全般について検討を進めてまいりたいと存じます。

＜継続＞

②交通・運輸政策の専任者の人材育成

2013年12月に施行された交通政策基本法に基づいた施策の推進のため、特に各市町村を横断する公共交通路線や都市交通・まちづくりの課題などに精通する、持続性のある交通・運輸政策担当者的人材育成を行うこと。

（回答）

今後本市の交通計画等全般について検討を進めてまいりたいと存じます。

＜新規＞

③交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関（電車・バス等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置や維持管理費用に対する財政支援措置を行うこと。また、ホームドア・可動式ホーム柵の設置が促進されるよう、設置に対する費用助成や税制減免措置などの財政措置を講じること。

（回答）

本市では、エレベーター等を整備する鉄道事業者等に対し、高石市鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業補助金交付要綱により財政支援を行っております。

現在、JR東羽衣駅においてバリアフリー化工事が進められており、平成28年度中に工事完成予定となっておりますが、このバリアフリー工事に対しても上記交付要綱により財政支援を行っております。

今後も鉄道事業者等と連携して、バリアフリー化や安全対策の充実を図ってまいりたいと存じます。

<継続>

(3) 交通安全対策の強化について

大阪府内でも自転車が関係する事故は多発している。昨年改正された道路交通法の趣旨に基づき、自転車運転者に対する啓発の取り組みを一層拡大すること。特に、自転車運転中のスマートフォンの操作などの危険運転に対する取り締まりを強化すること。

また、本年から施行されている「大阪府自転車条例」について、府民への周知・徹底を行うこと。

(回答)

市内各所で自転車マナーアップを目的とした街頭キャンペーンを月に1回実施しております。また、小学校・中学校での交通安全教室や春と秋の交通安全運動において啓発活動を実施することで自転車の交通ルール遵守を呼びかけます。

「大阪府自転車条例」の施行について、広報紙に掲載するとともに、市内各所での交通安全教室においては、保険の加入やヘルメットの着用の啓発に努めています。

また、未就学児童とその保護者、65歳以上の方を対象にヘルメット購入費用の補助を実施しております。

(4) 災害対策の強化 (★)

<継続>

①社会インフラ対策の強化

社会インフラ対策の強化・充実は、巨大地震が予測されるなかで重要な事業である。

「新・大阪府地震防災アクションプラン」に基づき、耐震化や津波対策などを行うこと。

また、2015年3月策定の「大阪府都市基盤施設長寿命化計画」を効果的に実践していくこと。特に、老朽化した社会資本について、点検・診断・監視システムのICT化をはかり、効率的な維持管理を行うこと。

また、発災時に避難場所となる各市町村立学校の耐震化が速やかに完了すること。加えて、不特定多数の人が利用する民間施設などの耐震化についても、その取り組みが進むよう、財政的な支援施策を講じること。

(回答)

災害時を想定したライフラインの耐震化は、各事業者・管理者において進めているところです。高石市地域防災計画においても、ライフライン施設については速やかな復旧を進めるとともに、応急供給、サービス提供に努めることを規定しているところです。また、本市の公立小中学校などについては耐震化を完了しております。

不特定多数の人が利用する施設については、耐震改修促進計画と合わせて施設についても検討してまいります。

<継続>

②防災・減災対策の充実・徹底

平時から「災害時の避難・誘導の仕組み」を整え、市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどの活用も含め、住民への周知を徹底すること。また、市民や事業者を巻き込んだ防災訓練などの定期的な実施により、「顔の見える関係」を構築することで、地域の「避難行動要支援者」のための迅速な支援体制の確保など、災害時の助け合い・地域防災力の向上につなげる工夫を行うこと。さらに、各市町村での避難行動要支援者の名簿作成を早期に完了すること。

(回答)

平時から、防災シンポジウムやまちづくり勉強会、各自主防災組織主催の防災訓練に参加するなど、大小に関わらず市民に対する啓発活動を実施し、周知しているところです。

本市においては、11月に高石市地震・津波総合避難訓練を行い、市民や学生、多様な事業者、関係者を巻き込むことで、地域のつながりを意識して実施しております。また、自主防災組織を対象に、避難所運営訓練を視野に入れた避難所運営マニュアルの作成を進めしており、今後も地元住民による災害時の助け合いを後押し出来るよう努めてまいります。避難行動要支援者名簿につきましては、高齢・障がい福祉課が担当しており、危機管理課と連携して防災への活用や体制の整備を行ってまいります。

<継続>

③集中豪雨など風水害の被害防止対策

日本各地で多発する土砂災害や豪雨水害などの経験を踏まえ、災害がより発生しやすい箇所を特定しつつ森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。また、斜面の崩壊や堤防決壊などを防ぐ工事などに早期に着手・完了すること。加えて、災害発生リスクの高いエリアに居住する住民の避難行動を支援する取り組みを実施すること。

さらに、総合的な治水対策の観点から、治水施設の整備を行い、水害発生を想定した万全の備えを行うこと。

(回答)

市内に存在する河川は大阪府管理河川であるため、大阪府と連携してソフト・ハードの画面において治水対策を実施しております。また、岩手県の要配慮者施設が集中豪雨によって被害にあってしまったことから、この要配慮者利用施設の事業者に対し、水防面での啓発活動を大阪府と連携して進めてまいります。

<継続>

(5)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査により、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為の発生件数は増加傾向にあるとされている。これら暴力行為の防止対策として、市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う対策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への支援措置を講じること。

(回答)

鉄道事業者とも連携して、警察の巡回などを行うことにより、犯罪の防止を図っています。

7. 泉州地区協議会 独自要請

高石市

<新規>

(1) 地域振興策について

市内在勤者（特に臨海部）は、周辺地域の在住者が多いのが現状であるが、在勤者からは市内で働いて生活し、住宅の確保を求める声が少くない。そういう観点から、住宅誘致や購入時の優遇などを検討し、積極的に情報発信をおこなうこと。

(回答)

在勤者への住宅政策としては、平成29年度より在勤者の定住促進事業として、市内に勤務する者が住宅の新築または購入時に課される家屋の固定資産税を軽減しています。

<新規>

(2) 安心安全な街づくりについて

市内の道路について、グリーンゾーンや自転車走行ゾーンが充実しており、利用者も多く見受けられる。そんな中でも、道幅が狭い道路やグリーンゾーンなどが確保できていない道路については、ガードレールを設けるなどの安全対策を検討すること。

(回答)

自転車走行ゾーンとしては、自転車道及び自転車レーンが既に供用開始されています。児童の通学路にあたる道路については、グリーンゾーンや通学路マークの塗付の他、交差点内の着色、自発光錨やガードレール等の設置を交通安全対策工事として施工しております。

